

蒲郡市の人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の定員の状況

部門		職員数		対前年増減数
		R3 年度	R4 年度	
一般行政部門	議 会	6	6 人	0 人
	総 務	104	111	7
	税 務	31	31	0
	民 生	229	232	3
	衛 生	67	72	5
	農林水産	13	13	0
	商工・観光	16	15	△1
	土 木	55	57	2
小 計		521	537	16
特別行政部門	教 育	49	56	7
	消 防	112	109	△3
小 計		161	165	4
普通会計 計		682	702	20
公営企業等 会計部門	病 院	448	459	11
	水 道	19	19	0
	下水道	18	19	1
	その他	50	50	0
小 計		535	547	12
合 計		1,217	1,249	32

(2) 職員数の推移（各年 4.1 現在）

部門別	年度						対前年の増減数 (率)
	29 年度	30 年度	元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
一般行政	人 425	人 489	人 497	人 508	人 521	人 537	人 112 (26.4%)
教育	52	44	53	53	49	56	4 (7.7%)
消防	113	113	113	112	112	109	△4 (△ 3.5%)
普通会計 計	590	646	663	673	682	702	112 (19.0%)
公営企業会計 計	530	498	511	534	535	547	17 (3.2%)
合 計	1,120	1,144	1,174	1,207	1,217	1,249	129 (11.5%)

(注) 職員数は一般職（教育長を含む(29 年度まで)）に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、会計年度任用職員（R1 までの非常勤・臨時）は除いています。

(3) 採用・退職者の状況 (R3. 4. 2～R4. 4. 1 採用者、R3 年度退職者)

区分	定年退職者	勸奨退職者	普通退職者	退職者 計	採用者
市長部局	11	-	65	76	113
行政職	-	-	8	8	26
保育職	-	-	5	5	9
医療職	11	-	52	63	78
技能労務職	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	1	1	-
行政職	-	-	1	1	-
技能労務職	-	-	-	-	-
消防本部	-	-	3	3	-
消防職	-	-	3	3	-
教育委員会	-	-	6	6	2
行政職	-	-	-	-	-
技能労務職	-	-	-	-	-
教育職	-	-	6	6	2
監査事務局	-	-	-	-	-
行政職	-	-	-	-	-
計	11	-	75	86	115

(注) フルタイム再任用職員・任期付職員（ともに退職時は普通退職扱い）を含みます。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

対象者	全職員	
対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
評価項目	能力評価	業績評価
評価区分	T1～T6の6段階評価	
評価回数	年2回	年1回

※達成度基準表

区分	達成程度
T1	目標を上回る
T2	ほぼ目標どおり
T3	やや目標を下回る
T4	大きく目標を下回る
T5	未着手
T6	実施時期未到来

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用	蒲郡市	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

3 職員の給与の状況

I 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和3年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (R4. 3. 31)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 2年度の人件費率
79,085人	38,165,807千円	6,131,506千円	16.1%	13.8%

(注) 人件費には、特別職等に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和3年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当り給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
716人	2,338,474千円	487,300千円	904,593千円	3,730,367千円	5,210千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。

2. 職員数(再任用短時間勤務職員を含む)は、令和4年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R4. 4. 1 現在）

区 分	一般行政職職員		全職員	
	蒲郡市	国	蒲郡市	国
平均給料月額	312,400円	323,711円	309,000円	334,711円
平均給与月額	341,748円	405,049円	336,722円	413,064円
平均年齢	39.8歳	42.7歳	38.1歳	42.5歳

(注) 1. 平均給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の合計額の平均です。(国は、単身赴任手当、特地勤務手当などを含みます。)

(4) ラスパイレス指数の状況

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
ラスパイレス指数	101.7	101.4	101.2	101.2

(注) 1. ラスパイレス指数とは、一般行政職の各経験年数別の平均給料月額を国家公務員を100とした場合と比較したものです。

(5) 職員の初任給の状況（R4. 4. 1 現在）

区 分		蒲郡市		国	
		初任給	採用2年後給料額	初任給	採用2年後給料額
一般行政職	大学卒	188,700円	201,200円	182,200円	195,500円
	高校卒	154,900円	165,900円	150,600円	160,100円
技能労務職	高校卒	169,100円	182,800円	—	—
	中学卒	152,700円	163,300円	—	—

(注) 1. 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受け取ることとなる給料額を掲げてあります。

2. 国の大学卒の初任給は、一般職（大卒）の額です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (R4. 4. 1 現在)

経験年数	一般行政職			
	大学卒		高校卒	
	蒲郡市	国	蒲郡市	国
10～15年	280,800円	293,300円	240,300円	242,700円
15～20年	329,000円	339,100円	288,800円	284,100円
20～25年	369,000円	371,900円	348,200円	323,300円
25～30年	397,800円	396,700円	377,500円	360,600円
30～35年	428,600円	405,100円	390,600円	379,700円
35年以上	439,100円	406,800円	—	393,700円

(7) 一般行政職級別職員数の状況 (R4. 4. 1 現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事	主事	主事補	
職員数	9人	15人	54人	38人	57人	101人	69人	31人	374人
構成比	2.4%	4.0%	14.4%	10.2%	15.2%	27.0%	18.5%	8.3%	100%
1年前の構成比	2.5%	3.9%	15.2%	9.3%	14.6%	27.8%	16.3%	10.4%	100%

II 職員手当の状況

(1) 期末勤勉手当 (R4. 4. 1 現在)

区分	蒲郡市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.275月	0.95月	1.275月	0.95月
12月期	1.275月	0.95月	1.275月	0.95月
計	2.550月	1.9月	2.550月	1.9月
その他	職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり		職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり	

(2) 地域手当 (R4. 4. 1 現在)

支給対象職員1人当たり平均支給年額 (R3 年度決算)		869,956円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師	16%	69人	16%
任期付教員	8.5%	10人	

(注) 平成18年度に調整手当から地域手当に変更しています。

(3) 退職手当 (R4. 4. 1 現在)

区分	蒲郡市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)	
退職時特別昇給	平成12年度から制度廃止		平成16.5.1から制度廃止	
1人当たり平均支給額	3,210千円	19,230千円		

(注) 1 1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額です。

2 支給額は退職時の給料月額に勤続年数に応じた支給月分を乗じた額が支給されます。

(4) 時間外勤務手当 (R3 年度普通会計)

年度	内容	支給額
R3 年度	支給総額	174,800 千円
	職員 1 人当り支給年額	244 千円
R2 年度	支給総額	133,253 千円
	職員 1 人当り支給年額	186 千円

(5) 特殊勤務手当 (R3 年度普通会計)

内 容	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	21.3%
支給対象職員 1 人当り平均支給年額	236 千円
手当の種類 (手当数)	6 種類
代表的な手当の名称 (危険・困難・不快・不健康な業務に対する手当)	消防手当 衛生手当

(6) その他の手当 (R4. 4. 1 現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異
扶養手当	配偶者 (行政職給料表 7 級以下) 月額 6,500 円 配偶者 (行政職給料表 8 級) 月額 3,500 円 子 月額 10,000 円 父母等 (行政職給料表 7 級以下) 月額 6,500 円 父母等 (行政職給料表 8 級) 月額 3,500 円 16 歳以上 22 歳未満の子の加算額 月額 5,000 円	同
住居手当	借家限度額 月額 28,000 円	同
通勤手当	交通機関利用者の最高支給限度額 月額 55,000 円 交通用具利用者 2Km 未満 支給なし 2Km~ 5Km 月額 2,500 円 5Km~10Km 月額 5,000 円 以下 5Km 区分ごとに 2,500 円加算 最高額 40Km 以上 月額 22,500 円	同 同 2,000 円 4,200 円 2,900 円加算 40Km~45Km 月額 24,400 円 45Km~50Km 月額 26,200 円 50Km~55Km 月額 28,000 円 55Km~60Km 月額 29,800 円 60Km 以上 31,600 円

Ⅲ 特別職の報酬等の状況

(1) 特別職の報酬等 (R4. 4. 1 現在)

区 分	給料または報酬月額	期末手当の支給割合		
		6 月期	12 月期	計
市 長	927,000 円	1.675 月	1.675 月	3.350 月
副市長	781,000 円			
教育長	697,000 円			
議 長	532,000 円			
副議長	489,000 円			
議 員	457,000 円			

- (注) 1. 平成 18 年 4 月 1 日から収入役を廃止し、市長・副市長の退職手当の支給率を従前の 1/2 に改定しています。
2. 平成 22 年 4 月 1 日から特例条例を廃止し、減額改定を行っています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休憩時間

勤務時間	月曜日から金曜日までの各日の8時30分から17時15分まで (休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当り38時間45分)
休憩時間	正午から午後1時まで
休日	週休日(土、日曜日)、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(注) 職務又は職場の特殊性によって、特別の形態で勤務する職員もいます。

(2) その他の勤務条件 (主な休暇の種類)

区分	事由	付与日数
年次有給休暇		1年につき20日
病気休暇 (有給)	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	90日の範囲内でその療養に必要と認められる期間
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄液の提供希望者として登録を行う場合、又は骨髄液移植のため、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	自発的、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合(専ら親族に対する支援となる活動は除く)	1の年度において5日以内の期間
	職員が結婚する場合	連続する5日以内の期間
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(体外受精等の場合は10日)以内の期間
	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合<産前休暇>	出産の日までの申し出た期間
	女性職員が出産した場合<産後休暇>	出産の日の翌日から8週間
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	交通機関の混雑のため、妊娠中の女性職員の健康維持を図る場合	1日60分以内の期間
	妊娠中又は出産後の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	職員の妻が出産する場合	2日の範囲内の期間
	職員の妻が出産する場合であって、産前産後の8週間に当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子を養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護をする場合	1の年度において5日(2人以上は10日)以内の期間
	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護・世話をする場合	1の年度において5日(要介護者2人以上は10日)以内の期間
	親族が死亡した場合	親族に応じ定められた期間
父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間	
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため認められる場合	7月から9月までの期間内における5日の範囲内の期間	

介護休暇 (無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内の期間
介護時間 (無給)		介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内の期間

(3) 年次有給休暇の取得状況 (R3 年度実績)

区 分	人 数	日 数	1人当り日数
本庁等	438 人	5,256.0 日	12.0 日
保育園	140	1,592.0	11.4
消 防	113	1,883.2	16.7
競 艇	25	356.6	14.3
病 院 (医療)	405	4,140.6	10.2
計	1,121	13,228.4	11.8

(4) 育児休業等取得者の状況

① 育児休業取得者

区 分	R3 年度中に新に取得した職員数	R2 年から継続して取得した職員数
女性職員	37	27
一般事務職	8	3
保育職	14	14
医療職	15	10
男性職員	6	-

② 部分休業取得者

区 分	R3 年度中に新に取得した職員数	R2 年から継続して取得した職員数
女性職員	5	7
一般事務職	-	1
保育職	1	-
医療職	4	6
男性職員	-	-

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (R3 年度)

(単位：人)

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	地方公務員法第28条第1項第1号	-	-			-
心身の故障の場合	地方公務員法第28条第1項第1号 第2項第1号	-	-	10		10
職に必要な適格性を欠く場合	地方公務員法第28条第1項第3号	-	-			-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地方公務員法第28条第1項第4号	-	-			-
刑事事件に関し起訴された場合	地方公務員法第28条第2項第2号			-		-
条例で定める事由による場合	地方公務員法第27条第2項			-	-	-
計		-	-	10	-	10

(注) 分限処分とは、心身の故障、刑事事件での起訴など職務が十分に果たせない場合において、公務能率の維持を目的に行う処分です。

(2)懲戒処分状況 (R3 年度)

(単位：人)

処分の事由		処分の種類	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号		-	2	-	-	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号		-	-	-	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号		1	(2)	-	-	1
計			1	2	-	-	3

(注) 懲戒処分とは地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を目的に行う処分です。また、()内数字は同一職員が複数の処分事由に該当したため()にて計上

6 職員のサービスの状況

(1) 服務制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた市職員としての義務を周知徹底するため、新規採用予定者研修を始め各種研修等において服務制度に係る研修を実施しました。

また、随時、通知文書により、服務規律の徹底を図っています。

(2) ハラスメント対策

ハラスメント（セクシュアル・パワー・モラル）の防止及び排除に関する要綱を定めています。29 年度からは新たに外部相談員（ヘルプライン）を設置して職場におけるハラスメントの防止に努めています。

(3) 営利企業等への従事許可状況 (R3 年度)

区 分	地区役員等	農業・不動産収入	計
市長部局	26 人	6 人	32 人
議会事務局	1	-	1
消防本部	1	5	6
教育委員会	1	2	3
監査事務局	-	-	-
計	29	13	42

(4) 時間外・休日勤務の状況 (R3 年度)

区 分	時間外・休日勤務	
	時間	時間/人
市長部局	102,539	116.9
議会事務局	147	49.0
消防本部	18,378	195.5
教育委員会	5,580	242.6
監査事務局	51	51.0

7 職員の退職管理の状況

再就職情報の届出

働きかけ規制の実効性を高めるため、再就職した元職員（課長級以上）に対し、離職後2年間、再就職先情報の届出を義務付けています。

R3 年度届出 0 件

8 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況 (R3 年度)

	研 修 名	研修日数	受講者数
新規採用 職員研修	新規採用予定職員研修	1.5 日	31 人
	新規採用職員後期研修	3	30
	新規採用会計年度任用職員研修	0.5	16
	新規採用予定任期付職員研修	0.5	2
一般研修	初級職員研修	4	18
	中級職員研修	3	20
	新任課長研修	1	17
	管理監督者研修	-	-
特別研修	公務員倫理研修	0.5	29
	待遇研修	0.5	30
	安全運転研修	延 2	223
	普通救命研修	-	-
	地方自治法研修	3	15
	地方公務員法研修	3	16
	クレーム対応研修	延 1.5	61
	人事評価者研修	延 1	46
	待遇基本研修	-	-
	生産性向上研修	-	-
	ハラスメント防止研修	延 5	382
	職場環境改善研修(メンタルヘルス(ラインケア))	-	-
	地方創生関係交付金及び社会資本整備総合交付金関連研修会	0.5	25
	協働まちづくり職員研修	0.5	43
	蒲郡市幼児教育研修会	0.5	125
	障がい者雇用促進研修	-	-
	健康管理研修	-	-
	LGBT理解研修	0.5	40
	自殺防止対策に関する職員研修	延 1	46
	サーキュラーエコノミー研修	0.5	45
	BPR研修	延 1	41
	(管理職向け)自治体DX研修	0.5	53
	(一般職向け)自治体DX研修	0.5	42
	オンライン診療・服薬指導講座	-	-
	人生100年時代の健康づくり～これから求められる 施策とは!その時地域が動いた!～	0.5	26
	避難所開設担当職員及び地域避難所開設担当職員 説明会	1	104
	地域避難場所の開設に関する現地説明会	延 6.5	104
	感染症対策研修	0.5	47
	防災職員研修「防災勉強会～これからの愛知県の 防災を語る～」	0.5	40
	政策法務研修	-	-
	ハラスメント防止研修(保育園)	-	-
	eラーニングによるサイバーセキュリティ研修	最大 75	674
	eラーニングによる個人情報保護研修	最大 75	74
eラーニングによるICT入門研修	最大 75	55	
eラーニングによるマイナンバー研修	最大 75	45	
eラーニングによる情報セキュリティ研修	最大 75	51	
(管理職向け)パワーハラスメント防止研修	1	18	
(一般向け)パワーハラスメント防止研修	延 1	91	
派遣研修	自治大学校(第2部ほか)	延 71	1
	市町村職員中央研修所主催	-	-
	国際文化研修所主催	-	-
	愛知県市町村振興協会研修センター主催	53.5	52
	愛知保育士研修協議会主催	延 14	6
	全国市長会主催	-	-
	他市町村主催	延 2.5	11
	東三河広域連合主催	2	5
民間団体主催	11.5	12	

自主研修	通信教育研修	-	16
	e-ラーニング（自治大学校提供）	-	2
	e-ラーニング（研修センター提供）	-	13
	自主研究グループ活動	-	35
合 計			2,878

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度

地方公務員共済組合事業	費用負担	加入団体	R3 年度負担金
短期給付事業（健康保険） 長期給付事業（共済年金） 福祉事業（保健事業） 介護給付事業	組合員の掛金 50% 市の負担金 50%	愛知県市町村職員 共済組合	1,413,688 千円

(2) 職員互助会

主な事業	事業内容	R3 事業費
共済給付事業	結婚祝金、長期勤続祝金、入学祝金、弔慰金、退会一時金 他	9,809 千円
全体事業	テーマパーク入場料補助	1,092 千円
クラブ補助事業	野球部を始めとする3クラブに対する活動費の助成	162 千円
支部事業	本庁支部を始めとする5支部事業に対する事業費助成	404 千円
職場親睦事業助成	職場親睦事業に対する助成	2,746 千円
R3 年 4 月 1 日現在会員数	1,251 人	市交付金 4,433 千円
		1 人あたり 3,544 円

(注) 1 事業費会員負担額 = 給料月額 × 3/1000

〃 市交付金 = 事業実績による精算方式

2 公費負担事業（全体事業等）と掛金負担事業（共済給付事業）の経理区分の明確化を図っています。

(3) 安全衛生管理体制

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効果的に推進するために、蒲郡市職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

機関として、消防本部及び消防署の職場（消防）、市民病院の職場（病院）、前出の2つに属さない職場（本庁）においてそれぞれ安全衛生委員会を設置し、総括安全衛生管理者の指揮のもとに安全衛生に係る業務を行っています。

定期健康診断ほか主な健康管理の実施状況（R3 年度）			公務災害の発生状況（R3 年度）		
種 類		受診者数	区 分	公務災害	通勤災害
定期健康診断	上期（7 月）	845 人	市長部局	6 件	2
	下期（1 月）	484 人	教育委員会	1	-
人間ドック・脳ドック （共済組合による保健事業）		463 人	消防本部	6	-

(4) 利益の保護の状況（R3 年度）

区 分	継続事案	新規事案	繰越事案
勤務条件に関する措置の要求	なし	なし	なし
不利益処分に関する不服申立て	1 件	なし	なし

(注) 公平委員会報告事項によるものです。